

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和5年度いわて環境ワークブック等作成・普及啓発促進業務
- (2) 仕様等 別紙仕様書のとおり。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで
- (4) 履行期限 令和6年3月22日（金）
- (5) 実績報告提出場所 岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県環境生活部環境生活企画室

2 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、参加資格の確認に必要な書類として、一般競争入札参加申請書【別紙様式】を令和5年5月19日（金）午後5時までに10の(2)の場所に1部提出しなければならない。
- (2) 書類を提出した者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

3 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書は、入札会場にて提出しなければならない。
- (3) 入札書の記載事項（金額を除く。）を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印で押印しておかななければならない。
また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は取り消しすることができない。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。なお、年間委任状等により支店、営業所等に権限を委任している場合は、その委任状も提出すること。

4 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札書に記載の金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証契約の期間は、令和5年6月16日（金）までを含む期間とすること。
- (2) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については契約締結後において還付する。
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が入札した場合
- (2) 入札保証金を納付せず（納付を免除されたものを除く。）、又は金額が不足した場合
- (3) 入札書に記名押印のない場合

- (4) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
- (5) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (6) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上の入札をした場合
- (7) 代理人が提出した入札書で委任状が提出されていない場合
- (8) その他の入札に関する条件に違反して入札した場合

6 入札書に関する事項

入札書は、岩手県で示す書式により次のことを記載し、押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び代表者印）
- (3) 入札金額

7 落札者の決定方法

- (1) 本件発注に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札参加者であって、岩手県会計規則第100条（平成4年岩手県規則第21号）の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札をした者に代わって入札執行事務に関係ない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

8 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付する。ただし、再度入札は2回までを限度とする。

9 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。

10 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札等に関する照会先
岩手県環境生活部環境生活企画室企画担当
〒020-8570
岩手県盛岡市内丸10番1号
電話番号 019-629-5329